

尾道市移動円滑化基本構想に係る交通安全特定事業計画

高齢者，身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第3条の規定による基本方針及び第11条の規定に基づき，また，尾道市移動円滑化基本構想に即して，JR尾道駅周辺重点整備地区の交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

記

- 1 交通安全特定事業を実施する道路の区間（別添図面のとおり）
 - (1) JR尾道駅から尾道市役所を経て浄土寺下交差点までについての道路の区間
市道尾道駅前尾崎線，国道2号
 - (2) JR尾道駅から長江口交差点までについての道路の区間
国道2号
 - (3) JR尾道駅から尾道ウォーターフロントビルまでについての道路の区間
国道2号
- 2 前号の特定道路区間ごとに実施すべき交通安全特定事業の内容及び実施予定期間
 - (1) JR尾道駅から尾道市役所を経て浄土寺下交差点までについての道路の区間
 - ア 実施事業内容
尾道駅前交差点 信号機の高齢者等感応化
尾道市役所（西）交差点 横断信号秒数見直し
尾道市公会堂（東）交差点 信号機の視覚障害者用付加装置
浄土寺下交差点 信号機の視覚障害者用付加装置
道路標識等の高輝度化
 - イ 事業予定期間 平成18年度（ ， については，平成22年までの間）
 - (2) JR尾道駅から長江口交差点までについての道路の区間
 - ア 実施事業内容
公営渡船入口交差点 信号機の視覚障害者用付加装置
長江口交差点 信号機の視覚障害者用付加装置，高齢者等感応化
 - イ 事業予定期間 平成18年度
 - (3) JR尾道駅から尾道ウォーターフロントビルまでについての道路の区間
 - ア 実施事業内容
しまなみ交流館前交差点 信号機の視覚障害者用付加装置
 - イ 事業予定期間 平成18年度
 - (4) 重点整備地区内の道路
 - ア 実施事業内容 歩道上，横断歩道・バス停留所及びその付近等における違法駐車車両の指導取締り，違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動の実施
 - イ 実施予定期間 随時
- 3 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき事項
 - (1) 高齢者，身体障害者，地域住民等からの意見の聴取
上記事業の実施に当たっては，高齢者・身体障害者関連団体の代表者，地域住民，その他道路利用者等の意見聴取に努める。
 - (2) 高齢者，身体障害者等への情報提供

音響信号機 ,高齢者等感応化青時間延長信号機については ,その旨がわかるよう表示板を設置するとともに ,押しボタンの位置をわかりやすいよう措置する。

(3) 関係機関との連携の強化

尾道市と定期的に事業の検討及び点検を行う。

(4) 周辺の交通規制等との整合性の確保

信号機の改良・高度化の整備に当たっては ,周辺信号機との系統制御を確保する。

(5) 違法駐車行為の防止のための事業における配慮事項

違法駐車取締り ,広報・啓発活動等の違法駐車行為の防止に資する事業を関係機関等と連携して ,重点的かつ計画的に実施する。